四　対象債権が別表第一に規定する信用リスク区分のＡＡＡ区分、ＡＡ区分、Ａ区分及びＢＢＢ区分に該当する資本金十億円以上の法人に係るものである場合（前三号に掲げる場合を除く。）　〇・三パーセント

五　対象債権が資本金十億円未満の法人及び別表第一に規定する信用リスク区分のＢＢ区分に該当する資本金十億円以上の法人に係るものである場合並びに対象債権が付録第三に掲げる格付機関の格付を取得していない資本金十億円以上の法人に係るもののうち、債権額が二百億円未満である場合（第一号から第三号までに掲げる場合を除く。）　〇・五パーセント

第五条第一項を次のように改める。

法第二十一条第一項第二号の主務大臣が定める割合は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

一　前条第二号の主務大臣が別に定める場合及び対象債権が同条第五号の資本金十億円未満の法人に係るものである場合　百分の七十

二　対象債権が前条第一号の法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び令第四条第二号イからヌまでに掲げる者に係るものである場合（前号の主務大臣が別に定める場合を除く。）並びに対象債権が同条第三号に掲げる者に係るものである場合　百分の八十

三　対象債権が資本金十億円以上の法人に係るものである場合（前条第一号から第三号までに該当する場合を除く。）　別表第三に掲げる割合

四　対象債権が付録第三に掲げる格付機関の格付を取得していない資本金十億円以上の法人に係るもののうち、債権額が二百億円未満である場合（前条第一号から第三号までに該当する場合を除く。）　百分の五十以下

五　対象債権が前条第一号の短期社債の取得に係るものである場合　別表第四に掲げる割合

第五条第二項中「又は第四号」を「、第四号又は第五号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（主務大臣が定める割合の特例）

第五条の二　平成二十二年三月三十一日までの間は、前条第一項第三号の規定にかかわらず、同号に掲げる場合は、別表第三の二に掲げる割合を適用するものとする。

第六条第三項中「支払いを行った」を「支払った」に改める。

第七条中「判断するにあたって、」を「判断するときにおいて」に改め、同条に次の一項を加える。

2　指定金融機関は、別表第一に規定する信用リスク区分を判断するときにおいて格付機関の格付が複数ある場合であって、これらに対応する補償料率が異なるときは、高い補償料率を適用するものとする。ただし、低い補償料率が複数の格付に対応するものであるときは、当該低い補償料率を用いるものとする。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第三の二　対象債権が資本金十億円以上の法人に係るもの（短期社債の取得に係るものを除く。）である場合の補てん割合（第五条関係）

信用リスク区分		ＡＡＡ、ＡＡ	Ａ	ＢＢＢ、ＢＢ
補てん割合	融資額　二百億円未満	百分の五十以下	百分の五十以下	百分の五十以下
	融資額　二百億円以上三百億円未満			
	融資額　三百億円以上		百分の八十以下	百分の八十以下

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第十号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を次のとおり定めたので、告示する。

平成二十一年七月九日

財務大臣　与謝野　馨
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博

（対象とすべき事案）

第一条　対象とすべき事案は、国際的な金融秩序の混乱に関する事案とする。

（実施期間）

第二条　実施期間は、平成二十二年三月末日までとする。

（危機対応業務の対象となる者）

第三条　危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一　行政庁から業務停止命令等を受けた金融機関を取引金融機関とする中小企業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。第六条第一項第四号イにおいて同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）又は取引金融機関から総与信高の減少等を要求された中小企業者等であって、中長期的に、資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるもの

二　国際的な金融秩序の混乱に伴う景況悪化により、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であって、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来している中堅企業等であって、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

四　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来している中堅企業等（経済成長戦略大綱（平成十八年七月六日財政・経済一体改革会議決定）等における新産業の創出又は活性化を図る事業その他の企業活力の向上に資する事業を実施するものに限る。）であって、その経営基盤の安定を図ることにより、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの又はその資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるもの

五　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来しているが、中長期的に、その業況の回復又は資金繰りの改善が見込まれる下請事業者、主要取引先その他の関連事業者（以下この条及び第五条第八号において「関連事業者」という。）に対して資金融通を行う大企業（当該大企業に対する危機対応業務に基づく貸付け等は、当該大企業が関連事業者に対して資金融通を行う場合に限り行うものとし、当該大企業には、当該大企業を中核とする企業集団の資金管理をその主たる目的とし、一時的に資金調達に困難を来している金融会社を含むものとする。）

六　国際的な金融秩序の混乱により、短期社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一項に規定する短期社債をいう。以下同じ。）の発行による資金調達に困難を来している信用力のある中堅企業等